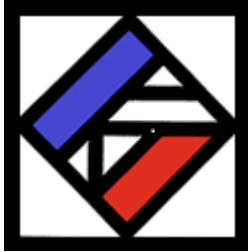


令和5年度 長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金 募集要項



○応募期間

1次募集 令和5年5月25日（木）～令和5年6月30日（金）17時迄

2次募集 令和5年7月3日（月）～令和5年10月31日（火）17時迄

※2次募集は1次募集採択後の予算残額で募集するものです。受付順（必要書類が揃っている場合に限ります）での審査となりますので、交付決定額が予算額に達した場合は、受付期間内であっても終了します。

○応募書類の提出方法 郵送又は持参、又は電子メール

※電子メールの場合は、送信後電話連絡をお願いします。

○申請様式の入手方法

県ホームページからダウンロードください。

「長崎県 工芸品 補助金」で検索

長崎県 工芸品 補助金

検索

または、右QRコードからアクセスできます。

URL

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/furusato_sangyo/dentou_kougeihin/555433.html



ダウンロードが難しい場合は、下記までご相談ください。

○応募書類の提出先及び問い合わせ先

長崎県産業労働部 企業振興課 産地振興班 白水・黒田

(郵送先) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(持参先) 長崎県庁行政棟5階 産業労働部企業振興課

(電子メール) s05163@pref.nagasaki.lg.jp

電話 095(895)2637

1. 事業の目的

長崎県指定伝統的工芸品の維持・存続を図るため、長崎県が指定した伝統的工芸品製造事業者の販路拡大等に向けた取組を支援します。

2. 申請対象者

申請対象者は、次に掲げる長崎県指定伝統的工芸品で、長崎県が指定した伝統的工芸品製造事業者です。

- | | |
|----------|--------------|
| ① 五島さんご | ⑥ 古賀人形 |
| ② 長崎手打刃物 | ⑦ 佐世保独楽 |
| ③ 若田石硯 | ⑧ 長崎凧とビードロよま |
| ④ 対馬満山釣針 | ⑨ 五島ばらもん |
| ⑤ 阿翁石 | ⑩ 壱岐鬼凧（壱州鬼凧） |

3. 補助対象事業等

○補助対象事業：長崎県が指定した伝統的工芸品製造事業者が行う販路拡大等に向けた取り組み（下表参照）。

○補助率：2分の1以内（千円未満切り捨て）

○補助限度額：20万円

○事業期間：交付決定日から令和6年2月21日（水）まで

※補助金の対象となるのは、交付決定後に着手（契約・発注）した対象経費で、令和6年2月21日までに支払行為が完了したもののが対象となります。

○実績報告：事業が完了した日から30日以内に報告書提出が必要

事業区分	対象経費	
(1)販路開拓	販路開拓に向け、首都圏、大都市等で開催される展示会、商談会、物産展等に出展し、商品のPR、商談、テスト販売等を実施するために要する経費	①展示会、商談会、物産展等に出展する交通費、宿泊料、小間料、ブース装飾費、搬送料等の出展に要する経費 ②広告宣伝、パンフレット作成経費 ③事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料 ④その他、事業実施に必要と認められる経費
(2)商品開発改良	消費者ニーズに対応した商品開発改良のために要する経費	①商品開発改良に直接使用する原材料・資材・消耗品等の購入費 ②商品開発改良に直接使用する機械装置・工具器具（付帯費用を含む）の購入費 ③商品開発改良に関する委託加工、分析・検査等に要する経費 ④商品開発改良の遂行に必要な交通費・宿泊料 ⑤商品開発改良に係る助言を受けるための専門

		家への謝金・交通費・宿泊料 ⑥その他、事業実施に必要と認められる経費
(3)需要開拓	需要開拓に向け、全国又は海外の販路を開拓するためにはECサイト等を活用したネット販売、ウェブサイト開設等に要する経費	①ネット販売システム構築、インターネット掲載に係る手数料 ②パッケージのデザイン製作等に係る手数料 ③事業実施に係る助言を受けるための専門家の謝金・交通費・宿泊料 ④その他、事業実施に必要と認められる経費
(4)国際的な商談会等への出展	海外向け販路開拓を視野に入れた商談会等の開催や出展に要する経費	①国際的な展示会、商談会、物産展等に出展する交通費、宿泊料、小間料、ブース装飾費、搬送料等の出展に要する経費 ②海外向け情報発信のための広告宣伝、パンフレット作成経費 ③事業実施に係る助言を受けるための専門家の謝金・交通費・宿泊料 ④その他、事業実施に必要と認められる経費

※その他、事業実施に必要と認められる経費については、お問い合わせください。

対象とならない経費の例

- 消費税及び地方消費税相当額
- 補助金申請書類、実績報告書の作成・送付・手続きに要する費用
- 申請者の親会社、子会社、関連会社その他実質的に同一の経営体とみなされる事業者に支払われる経費（利益排除の手続きを要します）
- 産業廃棄物処理費用
- 保険料、延長修理保証料
- 住居と共に用する設備
- 雑誌や新聞の購読料
- 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイントでの支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- 貸付金、租税公課
- 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- 明らかに補助事業に必要のない工事、工事に伴う備品購入費
- 補助事業の目的以外で使用するもの
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

○利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

1 利益等排除の対象となる調達先

以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

(1)補助事業者自身

(2)100%同一の資本に属するグループ企業

(3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

2 利益等排除の方法

(1)補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

(3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

なお、(2)及び(3)が一般的の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。

5. 申請手続

(1) 申請書類提出先

長崎県産業労働部 企業振興課 産地振興班

(郵送先) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(持参先) 長崎県庁行政棟5階 産業労働部企業振興課

カウンターの電話から「5083」におかけください。

(電子メール) s05163@pref.nagasaki.lg.jp

(2) 受付期間

1次募集 令和5年5月25日（木）～令和5年6月30日（金）17時迄

2次募集 令和5年7月3日（月）～令和5年10月31日（火）17時迄

※2次募集は1次募集採択後の予算残額で募集するものです。受付順（必要書類が揃っている場合に限ります）での審査となりますので、交付決定額が予算額に達した場合は、受付期間内であっても終了します。

(3) 提出書類

① 長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2号）

③ 県税に未納がないことを証明する納税証明書

・県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類

・法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書（個人：納税証明書「その3の2」、法人：納税証明書「その3の3」）の写し又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類

④ 誓約書（様式第3号）

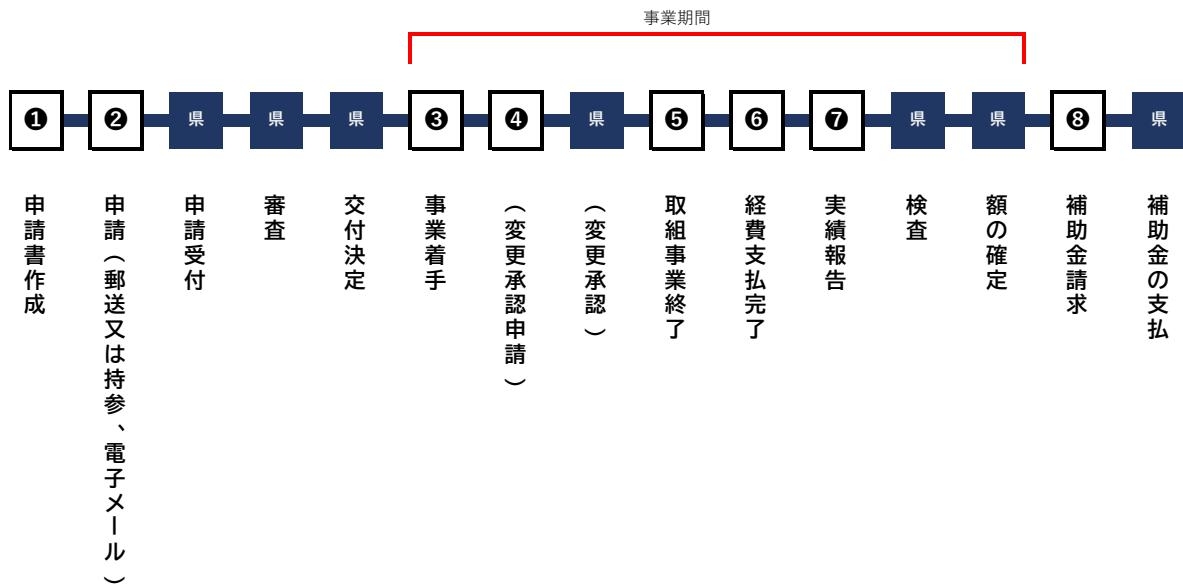
・提出部数は1部（電子メール提出の場合は該当ファイル送付のみ）

・以上のほか、必要に応じて追加資料等の提出をお願いすることがあります。

・提出いただいた書類は、原則返却いたしません。

6. 補助事業（申請・支給）の流れ

※必ず「交付決定」後に事業を開始してください。



①申請書作成

ご不明な点などお気軽にご相談ください。

②申請

③事業着手

④変更承認申請

以下の場合、変更承認申請を行い、県の承認を受けなければなりません。

- ・補助金額の増減が発生する場合
- ・複数の事業区分の事業を実施する場合で、事業区分間で20%を超える金額を流用する場合。

⑤取組事業終了

⑥経費支払完了

⑦実績報告

事業が完了した日（経費の支払完了を含みます）から30日以内に補助金実績報告（様式第9号・10号）を作成し提出しなければなりません。

必要に応じて事業所にお伺いし、書類・帳簿の確認等を行う場合があります。

⑧補助金請求

額の確定通知がありましたら、請求書（様式第11号）により請求します。

7. 採択（交付決定）

通常枠 7月上旬に審査します。審査の結果は7月中旬を予定しています。

追加枠 受付順（必要書類が揃っている場合に限ります）で随時審査、交付決定します。審査の結果は3週間程度後の予定です。

採択の結果は、県から申請者あてに通知いたします。

8. 補助事業終了後について

(1) 事業成果等の報告

令和6年及び令和7年の決算終了後3か月以内を目途に、定期報告書（様式第13号）を提出いただきます。また、必要に応じて現地調査や電話、メール等による聞き取り調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

(2) 県補助事業の経理

県補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間（令和9年3月末まで）保存しなければなりません。

(3) その他

事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金を返金するとともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。

【お問い合わせ先】

長崎県産業労働部 企業振興課 産地振興班（担当：白水・黒田）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095(895)2637 FAX 095(895)2544

電子メール：s05163@pref.nagasaki.lg.jp